

違反の「はり紙」・「はり札」・「立看板」・「のぼり旗」を除却しませんか

募集

# 広島市路上違反広告物除却推進団体

あなたの街から違反広告物をなくしましょう

ボランティアで違反広告物を除却する活動をしてくださる団体と除却推進員を募集します。

市民ボランティアによる路上違反広告物の除却活動が、平成15年(2003年)10月1日から開始され、令和3年(2021年)4月1日現在では37団体、約320人の市民ボランティアの皆さんが活動されています。広島市では、さらに除却推進員の増員に向けて、随時、募集をしています。

※ 広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)でもご覧になれます。

【広島市ホーム>事業者向け情報>建築・都市計画>屋外広告物>違反広告物対策>市民による違反広告物の除却について【ボランティア除却制度】】

## 「広島市路上違反広告物除却推進員制度」

道路上のはり紙、はり札、立看板などの違反広告物については、地方公共団体が、屋外広告物法に基づく権限により除却できることになっておりますが、残念ながら市民の皆様の自発的な除却は法律上認められておりません。

しかしながら、道路上の違反広告物は後を絶たず、また、行政による除却にも限界があることから、「きれいな街にしたい」という皆様の願いが、なかなか実現できないというのが実情となっております。

そこで、広島市では、「行政の持つ権限」と『きれいな街にしたい』という市民の発意」を結びつける制度を創設しました。それが「広島市路上違反広告物除却推進員制度」(通称「ボランティア除却制度」)です。

これは、本市の開催する講習会を受講された方に違反広告物を除却する権限を委任し、自主的かつ合法的に違反広告物の除却を行っていただく制度です。

## 応募要領

### ■ 推進員に任命されると…

- ◆ 道路上のはり紙、はり札などの違反広告物を除却する権限が付与されます。
- ◆ 市から除却活動に必要な除却用具を一部配布します。
- ◆ 除却活動時における事故等は市民活動保険の対象となります。(保険料は市が負担)

## ■ 団体の条件は…

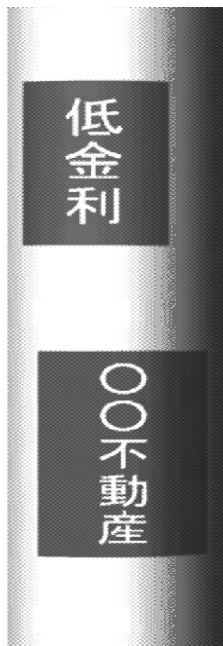
- ◆ この制度の趣旨に賛同していただいた2人以上の団体（町内会、家族、その他）
- ◆ 後日、本市の開催する講習会を受講された方（推進員）2人以上の在籍が必要です。
- ◆ 団体ごとに本市域内で除却活動地域を設定してください。団体ごとに**一時保管場所**を確保してください。（はり紙だけを除却される場合は不要です。）区役所の職員又は委託業者が月に1～2回程度回収する予定ですので、作業性を考慮した場所としてください。

## ■ 推進員の条件は…

- ◆ 除却活動ができる推進員の資格は、20歳以上の方です。
- ◆ 本市の開催する講習会を受講していただき、身分証明書等を交付します。

## ■ 除却できる違反広告物は…

- ◆ 除却対象は、道路上の電柱、信号機、街路灯、街路樹、ガードレールなど条例で広告物の掲出を禁止している物件に取り付けられた「はり紙」、「はり札」、「立看板」及び「のぼり旗」です。
- ◆ 除却の対象とならない広告物や注意を要する広告物などについては、講習会で説明いたします。



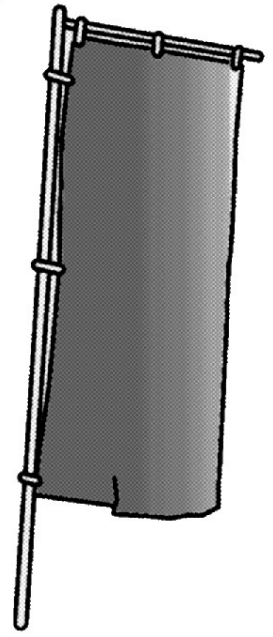
はり紙



はり札



立看板



のぼり旗

## ■ 応募方法

- ◆ 申請窓口は、用意していただく「一時保管場所」のある区の区役所維持管理課。（はり紙だけを除却される場合は、主に活動を行う区の区役所維持管理課。）（住所等は、連絡先一覧表を参照してください。）
- ◆ まず認定申請書を郵送、FAX 又は持参にて申請してください。
- ◆ 添付書類は、後日、区役所維持管理課へ持参していただいても結構です。申請時に担当者から一時保管場所等申請内容の確認を受けてください。

連絡先一覧表

▶ お問い合わせ先・申し込み先（制度・申し込みに関すること）		
中区 建設部維持管理課	〒730-8587 広島市中区国泰寺一丁目4番21号	
	Tel 082-504-2576(直通)	Fax 082-541-3835
東区 建設部維持管理課	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番38号	
	Tel 082-568-7739(直通)	Fax 082-262-6986
南区 建設部維持管理課	〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目5番44号	
	Tel 082-250-8956(直通)	Fax 082-252-7179
西区 建設部維持管理課	〒733-8530 広島市西区福島町二丁目2番1号	
	Tel 082-532-0946(直通)	Fax 082-232-9783
安佐南区 農林建設部維持管理課	〒731-0193 広島市安佐南区古市一丁目33番14号	
	Tel 082-831-4948(直通)	Fax 082-877-7749
安佐北区 農林建設部維持管理課	〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目13番13号	
	Tel 082-819-3925(直通)	Fax 082-815-3906
安芸区 農林建設部維持管理課	〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目4番6号	
	Tel 082-821-4921(直通)	Fax 082-822-8069
佐伯区 農林建設部維持管理課	〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	
	Tel 082-943-9752(直通)	Fax 082-923-5098
▶ お問い合わせ先（より詳細な制度に関すること）		
広島市都市整備局 都市計画課 都市デザイン係	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	
	Tel 082-504-2277(直通)	Fax 082-504-2512